

令和 8 年度和歌山県広域物資輸送拠点開設運営マニュアル策定等支援業務 仕様書

業務名 令和 8 年度和歌山県広域物資輸送拠点開設運営マニュアル策定等支援業務

履行日数 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

支払条件 業務完了後払い

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本仕様書は、和歌山県(以下、「県」という。)が受託者へ委託する「令和 8 年度和歌山県広域物資輸送拠点開設運営マニュアル策定等支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 条（目的）

本業務は、南海トラフ地震等の大規模災害時が発生した際、避難所等に対する物資輸送の拠点として県が開設する広域物資輸送拠点の追加候補地について、物資集積・荷捌き・輸送方法等について定める「県広域物資輸送拠点開設運営マニュアル」（以下「本マニュアル」という。）を作成することを目的とする。

第 3 条（疑義）

本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、発注者及び受託者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。

第 4 条（履行期間）

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 5 条（業務責任者及び業務主任技術者等の選任）

- （1）受託者は、本業務を実施するにあたって業務責任者及び業務主任技術者（以下「技術者等」という。）を定め、その氏名を発注者に報告するものとする。また、技術者等を変更したときも同様とする。
- （2）業務責任者は、本業務の計画を立案し、管理統括を行うものとする。
- （3）業務主任技術者は、地方自治体（広域連合等の特別地方公共団体を含む。）の防災業務に精通した実務経験の豊かなもの、且つ災害時における救援物資等を迅速に避難所へ供給

できるよう、物資集積・荷捌き・輸送方法等の「訓練の実施（支援を含む）に関する業務」もしくは「物資拠点の運営確立に関する業務」に実績を有するものを配置するものとする。

第6条（業務計画書）

受託者は、速やかに本業務の着手前に以下の書類を作成し、発注者の承認を得るものとする。

- （１）実施計画書
- （２）着手届
- （３）スケジュール表
- （４）技術者等届（経歴書を含む）

第7条（打合せ協議）

本業務期間中、受託者は、発注者と緊密な連絡を保ち作業するため、定期的に進捗状況の報告と必要に応じて打合せを行うものとする。また、受託者はその都度議事録を作成し発注者の承認を得るものとする。

第8条（その他）

受託者は、本業務に関して、知り得た情報を許可なく第三者に漏らしてはならない。また、発注者より貸与する資料は、業務完了時、納入成果品とともに返却するものとする。

なお、知的財産権、著作権については、受託者が成果物を納入したときすべて県に帰属するものとする。

第9条（関係機関との協議）

本マニュアルの策定にあたり、受託者は、下記関係機関との協議に同席し、必要となる協議資料の作成及び議事録を作成するものとする。なお関係機関への連絡調整は県が行う。

（関係機関）

和歌山県、追加拠点施設管理者、公益社団法人和歌山県トラック協会(指定公共機関を含む)、和歌山県倉庫協会、その他県が必要と認める機関

第2章 業 務 内 容

第10条（業務内容）

- （１）本マニュアルの策定

本マニュアルは、国等からのプッシュ型支援、プル型支援による救援物資及び個人・法人から

の義援物資を迅速に避難所等へ供給することを目的に、県職員や民間事業者等が運営するものとして、現地の状況や、マニュアル策定会議等の意見を十分に反映させて策定すること。

なお、本マニュアルは、災害時における物資拠点における物資の配置、車両の動線、人員を含み、災害時の即応性や運用の容易さを最大限考慮し、実効性の高い内容とするため、以下の内容を盛り込むこととし、県が所有する既存の広域物資輸送拠点開設・運営マニュアルとの整合を図ること。

（記載の内容）

- ・用語の定義
- ・施設毎の拠点運用に係る官民の役割分担
- ・運用体制（業務を洗い出し、必要人員を設定）
- ・拠点内外の具体的な車両動線、交通誘導員、誘導看板等の配置計画
- ・入荷エリア、仕分けエリア、保管エリア、出庫エリアなどの具体的なゾーニング
- ・必要資機材の一覧表・確保方法

① マニュアル素案の作成

ア 本マニュアルの素案を作成

イ 前号の内容や和歌山県地域防災計画等と整合のとれたもの

② マニュアル策定会議での検証と修正

ア マニュアル策定会議を通じて、素案に基づく運用手順の検証を行い、明らかになった問題や改善点を収集し、本マニュアル素案を修正

③ マニュアルの策定

ア 修正した内容を反映した本マニュアル（完成版）を作成

（２）追加予定の拠点候補地

和歌山県が広域物資輸送拠点の追加予定施設として選定した以下の３施設から、拠点運営に必要な開設・運営マニュアルを策定すること。なお、当該施設は追加予定の施設であり、施設管理者との合意は業務期間内に県において進めることとする。

（追加候補施設）

- ① コメリ関西物流センター（和歌山県橋本市あやの台三丁目 4）
- ② JA わかやま農産物流通センター（紀の川市井田 259 番地 1）
- ③ 上富田スポーツセンター（上富田町朝来 3871）

（３）施設の現地確認

本マニュアルの策定にあたっては、国搬入トラック車両及び市町村搬出トラックの進入・退出動線、車両待機場所、入荷エリア、仕分けエリア、保管エリアなど、拠点運営に必要な情報を収集するため、現地確認を実施すること。

(4) マニュアル策定会議の開催（計2回程度を開催予定）

受託者は、拠点運営の関係者で構成するマニュアル策定会議の件、県が開催するマニュアル策定会議等の開催にあたり、マニュアル策定会議等での意見整理、議論内容を議事録として作成する等、円滑で効果的なマニュアル策定会議等が実施できるように努めること。

- ① 第1回 マニュアル素案の提示、今後のスケジュールの共有（11月頃）
- ② 第2回 マニュアル案（最終）の説明（2月頃）

第11条（参考資料）

本業務の参考資料として、下記資料を提供するものとする。

- (1) 広域物資輸送拠点開設・運営マニュアル(和歌山ビッグホエール)
- (2) 和歌山県地域防災計画

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903.html>

- (3) 和歌山県広域受援計画

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00218140_d/fil/kouikijyuenkei_kaku.pdf

第3章 納入成果品等

第12条（納入成果品）

本業務における納入成果品は以下のとおりとする。納品方法については、電子データ収納DVDで納品とする。

- (1) 各会議資料（担当者打合記録を含む）
- (2) 業務実施報告書
- (3) 和歌山県災害時物資拠点開設・運営マニュアル（3拠点分）